

東日本大震災からの復興に向けた 厚生労働省の対応について



平成30年1月18日

東日本大震災厚生労働省復興対策本部

目次

I 医療・介護・福祉等

| | |
|---|----|
| ○ 被災地における福祉・介護人材確保事業 | 6 |
| ○ 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業 | 7 |
| ○ 地域医療再生基金（被災地域における地域医療の再生支援） | 9 |
| ○ 被災者の心のケア対策 | 10 |
| 《被災者支援総合交付金等》 | |
| ○ 被災者見守り・相談支援事業 | 13 |
| ○ 仮設住宅サポート拠点運営事業 | 14 |
| ○ 被災者生活支援事業 | 16 |
| ○ 被災地健康支援事業 | 17 |
| ○ 東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼 | 18 |
| ○ 被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業 | 19 |
| 《災害復旧関係》 | |
| ○ 介護施設等の災害復旧 | 22 |
| ○ 障害者施設等の災害復旧 | 23 |
| ○ 障害者施設の事業復旧にかかる設備整備 | 24 |
| ○ 障害福祉サービス事業再開支援事業 | 25 |
| ○ 児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費 | 26 |
| ○ 保健衛生施設等災害復旧費補助金 | 27 |
| ○ 水道施設の災害復旧に対する支援 | 28 |
| 《その他の事項関係》 | |
| ○ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置（窓口負担・保険料の減免） | 30 |
| ○ 被用者保険の特別措置（窓口負担の免除・保険料の減免） | 31 |

II 原発事故に伴う対応関係

| | |
|-----------------------------------|----|
| ○食品中の放射性物質への対応の流れ | 35 |
| ○食品中の放射性物質に関する基準値の設定 | 36 |
| ○原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品 | 37 |
| ○流通食品での調査 | 38 |
| ○食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組 | 41 |
| ○東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状 | 40 |
| ○東電福島第一原発における安全衛生管理をめぐる状況 | 41 |
| ○東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組 | 42 |
| ○東電福島第一原発における健康管理の体制整備 | 43 |
| ○東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究 | 44 |

III 雇用対策関係

| | |
|----------------------------|----|
| ○被災者の就労支援施策パッケージ | 46 |
| ○復興・創生期間における総合的な雇用対策 | 47 |
| ○ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援 | 48 |
| ○福島避難者帰還等就職支援事業 | 49 |
| ○原子力災害対応雇用支援事業 | 50 |
| ○事業復興型雇用確保事業 | 51 |

東日本大震災からの復興に向けた厚生労働省の主な取組

【現状と課題】

- 避難生活の長期化に伴い懸念される心身の健康状態の悪化や、コミュニティの弱体化・被災者の孤立が課題。

【全体の避難者数】

○震災直後 約47万人 ⇒ 現在 約7万7千人
(H23.3) (H29.12)

【仮設住宅等の入居状況】

○ピーク時 約12万4千戸 ⇒ 現在 約2万2千戸
(H24.4) (H29.9)

- 特に福島県については、原発事故後の沿岸部(相双地域、いわき市)について、避難指示解除の動きとも連動した、医療・介護等の提供体制の整備への対応が求められている。

介護関係職種の有効求人倍率(H29.11)
岩手県 2.68 宮城県 4.52
福島県 3.30 (全国 3.96)

- 被災地の雇用情勢は全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。また、雇用のミスマッチが見られる。

【対応状況】

※平成30年度厚生労働省復興関係予算:295億円(復興特別会計)

※福島県避難指示区域等における医療・介護等の生活上の課題に対応するため、省内連携PTを開催

- ・ **健康・生活支援に関する取組み**: ①被災者の見守り・相談支援(生活支援相談員739人配置(H29.6時点))、②介護等のサポート拠点の運営(104箇所 (H28.10時点))、③保健師による健康相談等の保健活動、④専門職種による被災者の心のケア(被災3県に心のケアセンターを設置(H28年度相談件数 19,248件))
- ・ **医療・介護提供体制の整備**: ①地域医療再生基金を活用した体制整備支援(「ふたば医療センター」の運営等)②被災地における福祉・介護人材確保事業
- ・ **雇用対策**: ①被災者に対する就職支援の推進、②事業復興型雇用確保事業による産業政策と一体となった雇用面の支援

【30年度予算(案)の重点事項】

- ・被災地における福祉・介護人材確保事業の充実(就職準備金の増額、応援職員の確保支援等)
- ・心のケアセンター間の更なる連携強化など、心のケアの対策の充実・強化



医療・介護・福祉等

被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

平成29年度予算額 85,356千円 → 平成30年度予算額(案) 198,390千円

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への福島県外からの就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

< 事業スキーム >

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付対象者】

- ①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- ②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者(平成30年度から新たに追加)

【貸付内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2)就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
(新)・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
- ①世帯赴任加算
 - ・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・単身赴任の場合 … 20万円
- ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・20万円を上限(実費の範囲内)

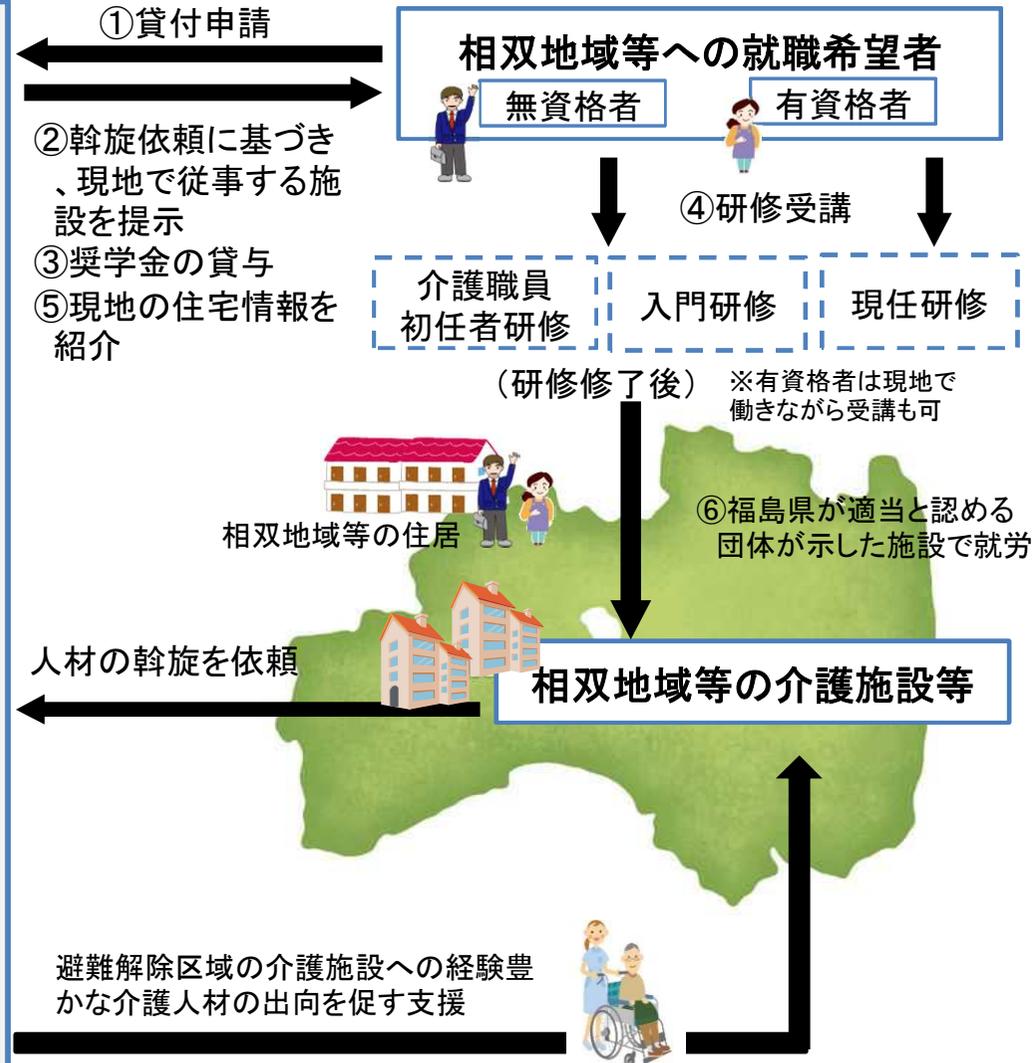
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

(新規)出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に
応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業

I 要求趣旨

30年度概算要求額 7.9億円 → 30年度予算案 3.4億円【復興】（新規）

- 平成23年3月に東電福島第一原発事故により避難指示が出され、住民は住み慣れた故郷を離れることを余儀なくされたが、平成28年度中、特に29年3月31日及び29年4月1日に避難指示が解除され、5年以上無人であった故郷へ住民の帰還を進めるといふ我が国の歴史上類例のない試みを行う必要がある。
- 避難指示解除区域で生活を再開するためには、電気や上下水道等の生活インフラだけではなく、商店や教育などの生活環境を整備することが必要である。このため、避難指示解除区域での生活再開に必要な環境整備を進め、もって原子力災害からの福島復興・再生を加速化するため、教育再生や、鳥獣被害対策などの施策を並行して進めることとしている。その中で、帰還した住民は高齢者が多数を占めているため、医療や介護サービスは必要不可欠であり、その確保が住民から強く望まれている。
- しかし、介護施設等の再開に当たっては、避難指示解除区域の人口が震災前と比較して大きく減少している現状にあるため、
 - ・入所施設においては介護人材の確保が難しく、介護人材確保策を拡充することとしているものの、効果を上げて必要な人材を確保できるまでにはある程度の期間が必要であり、当面は介護報酬だけで採算を確保することは困難な状況にある。
 - ・また、訪問系居宅サービスにおいては利用者を十分確保することが難しく、当面は介護報酬だけで採算を確保することは困難な状況にある。
- したがって、現状のままでは、住民帰還に先んじて事業を再開した施設が経営難のため事業を休廃止し、帰還した要介護高齢者の生活に不可欠な訪問系居宅サービスも再開されず、避難指示解除区域において介護提供体制が回復されないままとなることが強く懸念される。
- このため、避難指示解除区域へ帰還した後の生活に必要な不可欠な介護サービス提供体制の確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、復興・創生期間（平成32年度末まで）を終期として時限的に、介護施設等（入所施設及び訪問系居宅サービス）に対する運営支援のための措置を講じ、同期間において、既に再開した施設の運営の維持及び震災前に行われていた介護サービス提供体制の再生を目指す。

II 事業の位置付け

- 本事業は、避難指示解除地域へ帰還した後の生活に必要な不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するための諸施策の一つとして行うものであり、復興庁と厚生労働省が協力して予算の確保を行うもの。

Ⅲ 事業内容

○入所施設

避難指示解除区域等の介護入所施設を対象に、介護人材が著しく不十分な状況の中、帰還者のため緊急的にサービス提供体制を構築することによる財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。

<対象施設>

避難指示解除区域等の介護入所施設

<助成内容>

介護報酬の減収相当額

<事業期間>

平成32年度末



○居宅サービス（訪問系居宅サービス）

避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。

<対象事業所>

- ・避難指示解除区域内の事業所
- ・避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所

<助成内容>

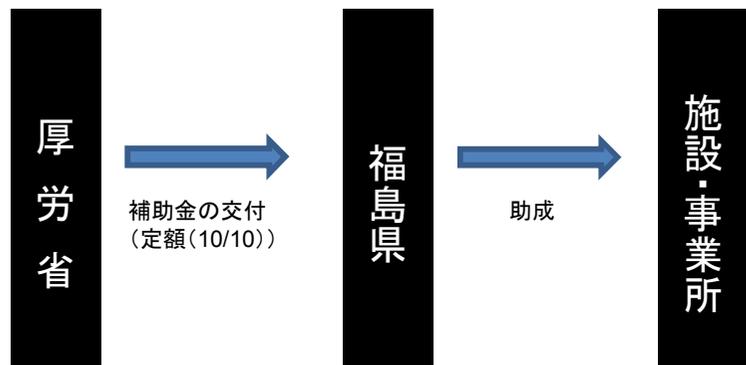
介護報酬の一定割合を補助

<事業期間>

平成32年度末



Ⅳ 資金の流れ



Ⅴ 期待される効果

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護サービス提供体制の構築
- 避難指示が解除された地域における復興の促進
- 帰還住民の生活不安の解消
- 住民帰還の促進

被災地域における地域医療の再生支援（地域医療再生基金）

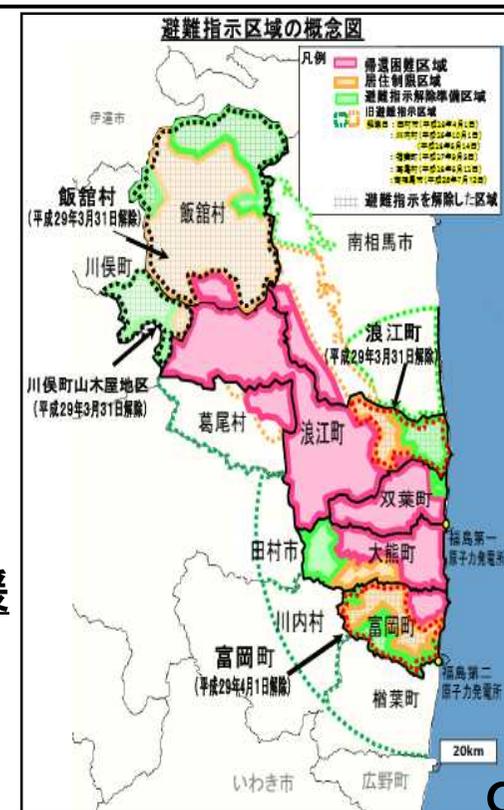
平成29年度予算
236.3億円

事業目的・課題

- 東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、医療従事者を含む地域住民が福島県外に流出する中、福島県の避難指示解除準備区域等の避難指示解除後の住民の帰還を促進するためには、医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は重要な課題である。
- 住民が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、双葉郡等地域において周辺地域の医療機関等と連携した救急医療体制等の確保も重要な課題である。
- 医療人材が著しく不足している状況にある中、継続的に医療従事者を確保していくためには、浜通り地方を中心とした被災地の医療従事者の養成・確保等を図る必要がある。

事業概要

- **医療機関の再生等支援**
 - ・ 避難指示が解除された区域等において再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援
 - ・ 二次救急医療機関として「ふたば医療センター（仮称）」の運営 等
- **避難先地域等の医療提供体制の支援**
 - ・ 避難指示区域で勤務していた医療従事者等を受け入れている浜通り地方の避難先地域の医療機関に対する運営の支援
 - ・ 避難先地域の復興公営住宅敷地内に整備する診療所の運営の支援 等
- **医師の育成・資質向上・確保定着支援及び県内外からの医療従事者の確保支援**
 - ・ 双葉郡等地域の医療機関が医療従事者確保のために取り組む事業の支援
 - ・ 双葉郡等地域で勤務を希望する県外医師を招へいするための活動の支援
 - ・ 双葉郡等地域の医療従事者の離職防止対策に対する支援 等



平成30年度被災者心のケア対策 予算案の概要

平成30年度予算案
平成29年度予算額

18億円 ※30年度概算要求額 22億円
14億円

基本的な考え方

- 東日本大震災により被災した方々に、きめ細かい「専門的な心のケア」が行き届くよう、現場ニーズを踏まえ、取組の**充実・強化**を図る（**よりきめ細かな心のケアの実施**）
- また、復興の進捗に応じた**新たな課題**に対し、**より適切な支援**が行えるよう帰還者や県外避難者への相談体制の強化、支援者支援の充実、研修・調査研究について推進。

被災者の心のケア支援事業

※30年度予算案（括弧内は29年度予算額）

改 「被災者の心のケア支援事業」の充実・強化のポイント

- 被災3県の心のケアセンター間の更なる情報交換・連携強化
- 双葉郡に心のケアセンターの新拠点の整備（震災アウトリーチの実施）
- 福島県外避難者に対する心のケア支援の充実・強化（戸別訪問を含めた相談体制の充実）
- 復興を支える支援者の支援体制の充実

15億円（14億円）

※復興特会 厚生労働省予算

被災3県心のケア総合支援調査研究等事業

新 「被災3県心のケア総合支援調査研究等事業」のポイント

- 福島県避難者の相談事例を踏まえた心のケア専門研修
- 災害後の地域精神保健活動への支援の在り方の調査研究

3億円（-億円）

※復興特会 厚生労働省予算

被災者支援総合交付金等関係

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

30年度概算決定額 **190.2億円**【復興】
 （29年度予算額 200.1億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成30年度予算案：190億円の内数
(平成29年度予算：200億円の内数)

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

社会福祉協議会等



相談員の配置



被災者のニーズに応じた
総合的な相談支援の実施



① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。



② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。



③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。



④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。



⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

仮設住宅サポート拠点運営事業

平成30年度予算案：復興庁所管「被災者支援総合交付金」190億円の内数
平成29年度予算額：復興庁所管「被災者支援総合交付金」200億円の内数

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、生活支援等)の運営費用等について財政支援を行う。(被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。)

- 実施主体：岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等
- 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

(取組例) 社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援(専門相談)など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

【参考】

◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業(震災対応分)) → 平成27年度末をもって終了

※ 基金での予算措置状況

| | | | |
|---------------|------|-------------------------------------|------|
| 平成23年度1次補正予算額 | 70億円 | 平成23年度3次補正予算額 | 90億円 |
| 平成25年度当初予算額 | 23億円 | 平成26年度当初予算額 | 15億円 |
| 平成27年度当初予算額 | 18億円 | (平成28年度以降は「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施) | |

概要・目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有するサポート拠点を整備。
- サポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度1次補正予算で70億円、3次補正予算で90億円、平成25年度予算で23億円、平成26年度予算で15億円、平成27年度予算で18億円を計上。
(平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施)

| 設置箇所数 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 |
|-------|------|------|------|
| 80箇所 | 20箇所 | 41箇所 | 19箇所 |

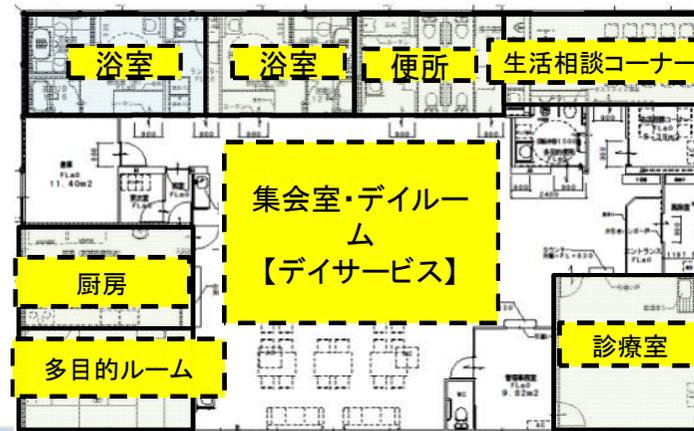
サポート拠点の一例(岩手県釜石市「平田地区サポートセンター」)

※平成29年9月末日時点

- 東京大学高齢社会総合研究機構と協力し、総合相談、デイサービス、訪問看護、地域交流、診療機能等の機能を包括的に提供するサービス拠点として整備。仮設住宅を1つの“まち”と捉え、仮設住宅と一体的に整備。

※ 周辺の仮設住宅の状況：釜石市平田総合公園仮設住宅
[戸数] 240戸

- 高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティケア型」の仮設住宅を建設。



集会室・デイルーム



浴室



サポートセンター外観

主な機能

総合相談

デイサービス

居宅サービス等

(居宅介護支援、訪問介護)

配食サービス等の生活支援

地域交流

被災者生活支援事業

平成30年度予算額：復興庁所管「福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）」828億円の内数

東日本大震災の避難指示・解除区域における帰還者の生活支援や復興支援のため、援護を要する帰還者の在宅生活を支援するために設置される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。

○ 実施主体：福島県又は避難指示・解除区域市町村等

○ 事業内容

避難指示・解除区域における高齢者等の安心した生活を支援するため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）

- ・要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員及び手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・高齢者世帯等への訪問相談援助活動
- ・高齢者等の健康、生きがいづくりや社会参加を支援する事業
- ・心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動

○ 平成29年度実施町村：福島県富岡町、浪江町、葛尾村、飯舘村

被災地健康支援事業（被災者支援総合交付金）

平成30年度予算（案）：190億円の内数

- 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅における保健活動等を支援。

【事業の対象地域】 岩手県、宮城県、福島県

【事業内容】

県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

- 仮設住宅入居者を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - 全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - 支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - 生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - 歯科医師等による歯科検診・指導
 - 管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - 保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
 - 特定健診非対象者(18～39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

災害発生自治体における保健師の確保等の取組

発災から6年10か月が経過し、復旧・復興事業が本格化してきているところであるが、被災住民が住み慣れた仮設住宅等から新たな環境に身を置くことにより、これまでとは異なった健康問題を生じることが懸念されており、住民の心身面での不安に応えることができる保健師の人材確保が引き続き強く求められている。

保健師の確保策として、厚生労働省としては、これまでも以下のような取組を行っているところであるが、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

保健師の確保等に向けた厚生労働省の取組

- ・ 平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国自治体あてに被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する協力依頼通知を发出。
- ・ 平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師に対し、被災地の健康活動支援への御参画・御協力に関する周知を依頼。
- ・ 平成27年12月に、全国自治体あてに、地方自治法に基づく自治体保健師派遣の協力依頼通知を发出。 ※以降、毎年度12月に地方自治法に基づく職員派遣に関する同旨の通知を发出している。
- ・ 平成27年度厚生労働科学研究において、復興期等の現状及び活動を評価し、支援人材の確保・活用等のマネジメントを方向付ける指標ツールを開発。
※「大規模災害復興期等における地域保健活動拠点のマネジメント機能促進のための評価指標ツール開発に関する研究」
(研究代表者:宮崎美砂子 千葉大学大学院看護学研究科 教授)
- ・ 平成29年7月に復興庁と厚生労働省の連名で、全国自治体あてに引き続き積極的な被災市町村への保健師の派遣協力依頼を行うとともに、関係団体に対しても、各団体で所管する枠組みを活用した、保健師の確保に関する協力依頼通知を发出。

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

29年度予算額:200億円の内数 → 30年度予算案:190億円の内数

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

(1)子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2)仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

(3)遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

(4)親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

(5)児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

(6)保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

なお、28年度から新たに小規模保育事業等の利用者負担額を減免対象に加える。

3. 実施主体等

- 実施主体 各事業毎に設定
 - ※ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する場合は、都道府県を通じて補助
 - ※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

- 補助率 定額

災害復旧関係

○ 介護施設等の災害復旧

平成30年度予算(案) 0.6億円
(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

平成29年度予算額

平成30年度予算(案)

487,003千円 →

42,995千円

※25年度から(東日本大震災復興特別会計) ※復興庁一括計上

(1) 概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

(2) 補助対象施設 ※ 現在、過去において国庫補助金の整備対象としたものが対象。

障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活介護事業所(ケアホーム)、共同生活援助事業所(グループホーム)、身体障害者更生援護施設、身体障害者社会参加支援施設、盲人ホーム、市町村障害者生活支援センター、知的障害者援護施設、知的障害者総合援護施設、知的障害者福祉工場、精神障害者社会復帰施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設(知的障害児施設、重症心身障害児施設等)、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児(者)通園事業

(3) 負担割合

| | 事項 | 国 | 都道府県 | 事業者 |
|---|---|-----------|----------|----------|
| | 平時 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| ① | 激甚法の対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設) | 1/2~38/40 | 1/40~1/4 | 1/40~1/4 |
| ② | 更なる法的措置による対象施設(激甚法対象施設以外で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に根拠のある施設) | 2/3 | 1/6 | 1/6 |
| ③ | 予算措置による嵩上げ(①、②に該当しない重症心身障害児(者)通園事業など) | 2/3 | 1/6 | 1/6 |

(4) 内 訳

被災自治体からの聞き取りによる

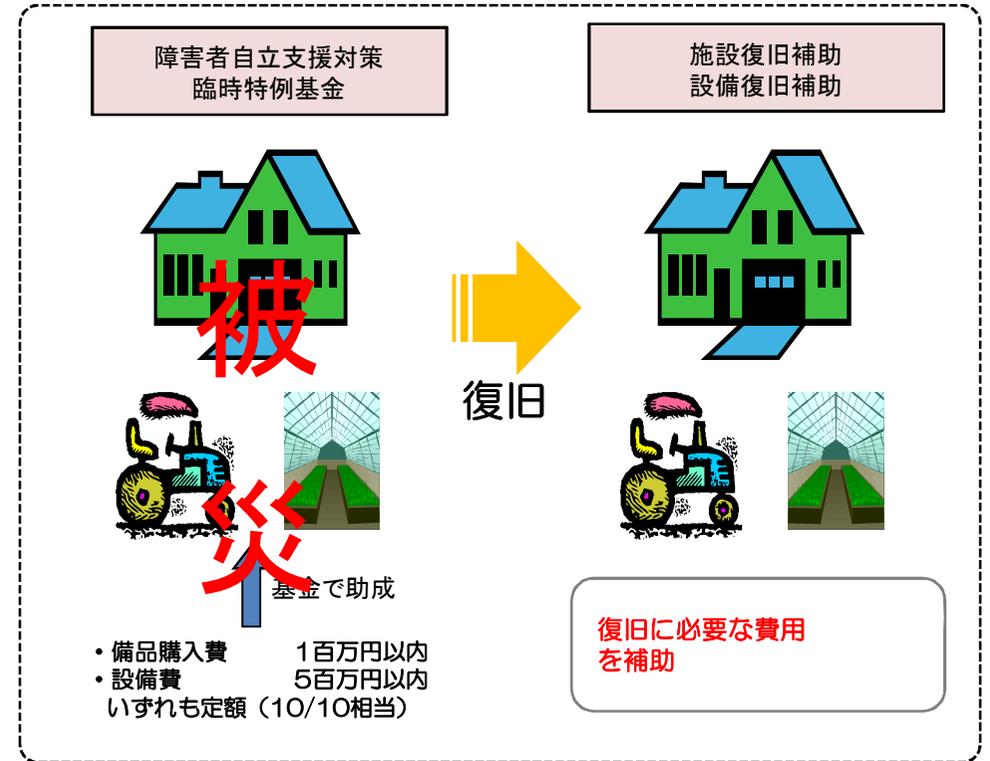
障害者施設の事業復旧にかかる設備整備

平成29年度予算額 平成30年度予算（案）
6,364千円 → 12,044千円

※25年度から（東日本大震災復興特別会計）※復興庁一括計上

障害者福祉のため当面必要な施設を確保するため、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。

1. 所要額 12,044千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
(岩手県、宮城県、福島県)
3. 補助率 定額補助（10/10相当）
4. 補助単価
 - ・備品購入費 1,000千円以内
 - ・設備費 5,000千円以内
5. 対象施設 東日本大震災により被災した障害者施設（施設復旧事業並び）



○ 設備整備の主な例

- ・印刷製本設備（カラープリンター、製本機）
- ・パン製造設備（デッキオープン、冷凍庫等）
- ・菓子類製造設備（大型オープン等）
- ・クリーニング関連設備（洗濯機、乾燥機等）
- ・車輜（マイクロバス、軽トラック、ワゴン）
- ・厨房設備
- ・椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
- ・バイオ燃料生成装置用給油ポンプ
- ・豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
- ・手織機設備
- ・フォークリフト、耕耘機
- ・名刺・はがき用点字印刷機
- ・Tシャツ絵柄用プリンタ
- ・おしぼり作業用ボイラー、包装機
- ・培養土の貯蔵庫

障害福祉サービス事業再開支援事業

平成30年度予算（案）

214,382千円

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

1. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

2. 事業の内容

支援の必要な事業所等に対して①から④に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援
- ④ その他被災地における障害福祉サービス等の利用支援に資する事業

3. 補助割合： 定 額(10/10)

児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について (東日本大震災復興特別会計)

29年度予算額 6.8億円 → 30年度予算案 1.3億円

1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、平成30年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業に要する経費について財政支援を行う。

2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター

3 実施主体

県・指定都市・中核市

4 補助率

- ・激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など) 1/2 → 1/2に加え一定率(※)を嵩上げ
(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)
- ・予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外) 1/2 → 2/3に嵩上げ 1/3 → 1/2に嵩上げ

保健衛生施設等災害復旧費補助金(施設)

30年度予算案
246,424千円(復興庁計上)
(29年度予算額 424,535千円)

東日本大震災で被災した保健衛生施設等の復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防など公衆衛生の確保を図る。

事業内容

| 施設種別 | 通常補助率 (災害復旧) | 嵩上げ措置 |
|-----------|-----------------|-------|
| 市町村保健センター | 1/3 | 1/2 |

【基本方針の該当箇所】

- 5 復興施策
 - (2) 地域における暮らしの再生
(地域の支え合い)
 - (iii) 被災者が安心して保健・医療、
介護・福祉・生活支援サービス
を受けられるよう、施設等の復
旧のほか…環境整備を進める

積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

30年度予算案 64億円

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設^{（注1）}を復旧する事業
→ 〈補助率〉 80/100~90/100（特別立法による嵩上げ。通常は1/2）
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設^{（注2）}を復旧する事業
→ 〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→ 〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）

（注1）50人以上100人以下を給水人口とする水道施設

（注2）配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

I

医療・介護・福祉等

その他の事項関係

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

平成30年度予算(案)
医療保険:76億円
介護保険:41億円
障害福祉サービス等:15百万円

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により**全額を財政支援**(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)

避難指示区域等

【平成24年度～平成29年度】

- 窓口負担・保険料の免除を**延長**
- 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層(注3)の住民
 - ・ 平成26年10月以降順次、特別措置の対象外(注4)
 - ・ 特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
⇒ 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援**(特別調整交付金等)

特定被災区域(避難指示区域等以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を**延長**
- 国により**全額を財政支援**(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援**(特別調整交付金等)

【平成30年度】

- ① 帰還困難区域等(注5)の住民及び平成29年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに**1年延長**
 - 国により**全額を財政支援**(復興特会及び特別調整交付金)
- ② 平成29年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
 - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
⇒ ②の減免について、財政負担が著しい場合に、国により**減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援**(特別調整交付金等)

(注1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2)「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3)「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(注4)平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、特別措置の対象外。

(注5)「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であつて、平成30年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成30年度に解除された区域を含む。)

(※1) (注1)・(注2)・(注5)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であつたが、平成27年度から9:1に変更。平成29年度からは8:2に変更。

東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

平成30年度予算(案)
医療保険:76億円
介護保険:41億円
障害福祉サービス等:15百万円

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】 (窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて国により**財政支援**(平成23年度補正予算)

(保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)
⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担

避難指示区域等(注1)

【平成24年度～平成29年度】

- 窓口負担の免除を**延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- **避難指示が解除された区域等の上位所得層(注3)の住民**
 - ・ **平成26年10月以降順次**、保険者の判断で窓口負担の減免が可能(注4)
⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

特定被災区域(注2) (避難指示区域等以外)

- 保険者判断で窓口負担の減免が可能
 - 【協会けんぽ】 窓口負担 : 平成24年9月末まで延長
 - 【健保組合】 窓口負担 : 保険者判断により延長対応
- ⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

【平成30年度】

- ① **帰還困難区域等(注5)の住民及び平成29年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民**
 - 窓口負担の免除をさらに**1年延長**
 - 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- ② **平成29年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民**
 - 保険者の判断で窓口負担の減免が可能

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「上位所得層」とは、高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。

(注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の上位所得層は平成29年10月から、財政支援の対象外。

(注5) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって平成30年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成30年度に解除された区域を含む。)

(※) (注1)・(注2)・(注5)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。